

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

{ (イ) 第 41 条

{ 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

{ (a) 新築されたもの

{ (b) 建築後使用されたことのないもの

{ 特定認定長期優良住宅

{ (c) 新築されたもの

{ (d) 建築後使用されたことのないもの

{ 認定低炭素住宅

{ (e) 新築されたもの

{ (f) 建築後使用されたことのないもの

{ (ロ) 第 42 条第 1 項 (建築後使用されたことのあるもの)

{ (a) 第 42 条の 2 の 2 に規定する特定の増改築等が

{ された家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの

{ (b) (a) 以外

{ (ハ) 新築

{ (ニ) 取得

の規定に基づき、下記の家屋 [年 月 日]

がこの規定に該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	
家屋番号	
取得の原因(移転)	(1) 売買 (2) 競落

令和 年 月 日

国立市長 濱崎 真也